

◎挨拶

(会長挨拶)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第11回農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名委員指名

議 長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、9番、安藤賢一君、10番、金井徹君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、三沢翔吾君を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、初めに議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和3年1月29日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和3年2月10日提出、農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、岡部課長補佐から説明をさせていただきます。

議 長 岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いを致します。

今月上程いたしました農用地利用集積計画について、お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用有責計画は、新規案2件となっております。

1 件目の計画でございます。

利用権を設定する貸し手は新井の方、使用貸借の設定で、農地の所在は新井字堂塚1872の2番、現況地目は田、面積は1,441平米となっております。借り手は公益財団法人群馬県農業公社で、中間管理事業を利用するための使用貸借の設定となります。利用目的は水田利用、貸借期間は令和3年3月1日より5年間で、令和8年2月28日までとなっております。

2 件目の計画でございます。

利用権を設定する貸し手は長岡の方、使用貸借の設定で、農地の所在は長岡字ナカノ1659番、現況地目は畑、面積は3,271平米となっております。借り手は公益財団法人群馬県農業公社で、中間管理事業を利用するための使用貸借の設定となります。利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和3年3月1日より10年間で、令和13年2月28日までとなっております。

また、3ページ、4ページに計画書の写しの添付をさせていただいております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしく願いをいたします。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 この2つめやつの期間がこちらのほうのあれには5年と書いてあるんですけども、10年？。

議長 事務局。

岡部課長補佐 2ページのすみません、2番目のところで存続期間及び終期というところで、2番目のところ、5年間で令和13年2月28日とあるんですけども、10年間にすみません、訂正のほうお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。
事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号について説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

農用地利用配分計画（案）について、榛東村長から別紙のとおり照会があったので意見を求める。

令和3年2月10日提出、農業委員会会長。

以下、計画内容につきましては、岡部課長補佐から説明をさせていただきます。

議長 岡部課長補佐、説明願います。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いいたします。

今月上程いたしました農用地利用配分計画（案）についてご説明を致します。

6ページをお開きください。

農地中間管理遅行から農用地利用配分計画（案）の提出を求められたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に対して、借入れ希望者が適正であるか意見を伺うものとなっております。

7ページをお開きください。

1件目、番号1です。

借入れ希望者は、農事組合法人群馬中央ファームです。借入れする土地は、大字新井字堂塚1872の2番、面積は1,441平米です。借入期間は5年で、利用目的は水田利用です。作物と致しましては水稻です。また、法人として認定農業者資格についても取得済みとなっております。

2件目、番号2番です。

借入れ希望者は、株式会社農業支援センターです。借入れする土地は、大字長岡字ナカノ1659番で、面積は3,271平米です。借入期間は10年間で、利用目的は普通畑利用です。作物と致しましてはニンジンを作付け予定とのことです。法人として認定農業者の資格について、平成30年10月に吉岡町で取得済みとなっております。なお、当該法人は水稻を中心の法人ですけれども、常時雇用を行うことを始めるということから、水稻以外の時期の品目としてニンジンの作付けを行う予定ということで伺っております。また、当該農地が農業者年金の計上年金の特定処分農地となっていることから10年間の期間となっております。また、参考までに、カラーの写真で、こちらです

農業支援センターさんのほうをちょっと見てきまして、米の状況、倉庫とか、あとは乾燥機、あとはコンバインとかトラクター、その様子をちょっと資料として用意しましたので、併せてご確認をいただければと思います。

以上、当該農地の貸付けが適正かどうかご審議をお願いいたします。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いを致します。

議長 議長案第2号議案について事務局からの説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしという声がありましたので、採決に移ります。

議長案第2号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議長案第2号 農用地利用配分計画(案)については原案のとおり決定することと致します。

ここで岡部課長補佐、退席を認めます。

(岡部課長補佐退席)

◎議長案第3号

議長 議長案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題と致します。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 では、議長案第3号、番号1について説明申し上げます。

議長案書は8ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

番号1、図面番号1。農地の所在は大字山子田字北谷地1452番地、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は856平米、権利につきましては使用貸借。貸付人の方は山子田の方で職業は教諭、借受人の方は山子田の方で職業は会社員。転用目的は露天駐車場用地、施設等につきましても露天駐車場となっております。転用理由につきましては、借受人は隣地の住宅で相談所を開設しております。相談及び講演で来場された方のために駐車場用地として利用したく申請しますというものでございます。また、貸付人は借受人の申出に応じ貸したいとのことでございます。備考ですが一時転用、期間につきましては許可後から3年間となっております。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 議長案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員 2 番、小山君。

小山委員 推進委員 2 番、小山です。

ただいま事務局長より議案第 3 号、番号 1 番についてご説明いただきました。

転用目的につきましては露天駐車場用地となっております。場所は榛東わかばクリニックの西側に当たるんですけども、隣接します農地には影響ないと思われまして、地元委員としましては問題ないと思われまして。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

7 番、高橋君。

高梨委員 7 番、農業委員の高橋です。

ちょっと、私も勉強不足で恐縮なんですけど、一時転用というのは、3 年間というのはどういう、どこまで一時転用が利くんでしょうか。

議 長 事務局。

事務局長 説明いたします。

一時転用の期間なんですけど、まずもって優良農地、今回の場合ですと農用地内の農地の案件となっております。一時転用の内容について、一時的に利用するというのであれば大丈夫ということになっておりまして、具体的な期間なんですけど、農林水産省のほうから運用通知のほうが出ておりまして、3 年間以内で限るものとされていることとなっております。具体的な用途とすると農振整備計画の達成の支障に及ぼすことのないことを担保する観点から 3 年以内ということで、決まりとなっております。

高橋委員 分かりました。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

(発言する声なし)

議 長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 意見がないようですので、採決に移ります。

議案第 3 号、番号 1 について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第 3 号、番号 1 については原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1については許可相当として県知事に意見書を送付します。
次に、議案第3号、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長 議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書は8ページ、番号2、現地確認調書は5ページからとなります。図面番号は2をご覧ください。

農地の所在は大字新井字立畦2436の1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は126平米です。権利関係は所有移転売買。譲渡人は高崎市の方で職業は会社員、譲受人は新井の方で電気工事業。転用目的につきましては露天駐車場用地、施設等につきましても露天駐車場となっております。転用理由につきましては、譲受人は現在、既存の駐車場を資材置場と兼ねて利用しているため、手狭であり不便に感じておりました。このたび、申請地を譲り受けられる運びとなりましたので申請しますとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいま2番につきましては、事務局長の説明のとおり露天駐車場でございます。現地確認調書の5ページから7ページですけれども、まず、5ページを見ていただくと、新井のシモダヤの信号というのがあります。これ、自衛隊から下って行ったところの信号で、その一つ高崎寄りに立畦の信号があります。これ、角にミナミ電工の会社がありまして、道を挟んでいたところが申請地ということでございます。現地の農地につきましては、東側に農地ありますが、そこともありますし、農地に影響は、私はないと思いますので、許可相当と思いますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんより許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第3号、番号2については許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第3号、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書は8ページ、番号3、図面番号は3、現地確認調書は8ページからとなります。

農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1539の2、地目は登記簿、田、現況、宅地、面積は61平米です。権利関係は所有権移転贈与。譲渡人は広馬場の方で職業は農業、譲受人は広馬場で職業は農業。転用目的につきましては一般住宅及び庭用地、施設等につきましては一般住宅及び庭となっております。転用理由は、譲受人は申請地は父親の代で交換した土地であったが、農地転用及び所有権移転が行われておりませんでした。このたび是正するため申請しますとのことです。また、譲渡人は転用手続きが正確に行われていないとの話を受け、是正したく申請しますとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で番号3の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

担当の推進委員として意見を述べさせていただきます。

譲受人、譲渡人については先ほど説明があったとおりでございます。

現地確認調書の8ページをご覧になっていただきたいと思うんですけれども、場所についてはページの上、加藤モータースのスタンドの南側というんですか、渋川安中線沿いのところでございます。9ページ、10ページがその構図ということでございまして、11ページにその配置がございまして、先ほど説明があったとおり、もう既に住宅が建っており駐車場等あって、農地以外の使用目的で使っているということでございまして、父親の代に交換したところを調べたら転用なり、所有権の移転がされていないということでございまして、今回、そのことを正確にするということでございまして、周辺の農地に影響はないということでございまして、私としては許可相当と思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当の説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第3号、番号3については許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号4について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号4について、説明申し上げます。

議案書9ページ、番号4、図面番号4、現地確認調書は12ページからとなっております。

農地の所在は大字広馬場字下ノ前56の1番地、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は429平米、権利関係は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方で職業は会社員、譲受人は広馬場の方で職業は会社員。転用目的につきましてもは一般住宅用地、施設等につきましてもは一般住宅112平米でございます。転用理由につきましてもは、譲受人は現在、実家暮らしをしております。子どもの成長に伴い手狭となったため、自宅を新築したく適地を探していたところ、譲渡人との話がまとまりましたので申請しますとのことです。また譲渡人は譲受人の申出に応じ譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で番号4の説明を終わります。

議長 番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

地元の推進委員として意見を述べさせていただきます。

権利関係あるいは譲渡人、譲受人については先ほど事務局の説明のあったとおりでございます。

現地確認調書の12ページをご覧になっていただきたいと思いますけれども、場所については広馬場の信号を群馬町方面に下って行った下ノ前公園あるいは16区のコミ

センの西側にあるところでございます。

13ページがその状況で、14ページが土地利用計画図ということでございます。13ページをご覧になっていただきたいと思いますと思うんですけども、周辺の状況として、中央に当該農地があるということでございまして、周辺は住宅がほとんど今建っているということでございまして、一部、この下のほうに59の1というのがあるんですけども、ここは畑として利用されているところでございます。

ご覧のとおり、道路あるいは住宅に囲まれているということでございまして、周辺へ悪影響を与えるものでないと思いますので、私としては許可相当と思われまますので、ご審議のほど、ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号5について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号5について説明を申し上げます。

議案書9ページ、番号5、図面番号は5、現地確認調書は15ページからとなります。

農地の所在は大字広馬場字宿3804の5、地目は、登記簿は田、現況は畑、面積は267平米でございます。権利関係は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方で職業は農業、譲受人は広馬場の方で職業は造園業。転用目的につきましては露天資材置場及び仮植場用地、施設等につきましては露天資材置場及び仮植場となっております。転用理由につきましては、譲受人は現在、隣接地を資材置場として利用しております。このたび申請地も資材置場として利用したく申請しますとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号5の説明を終わります。

議 長 番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

3番、清水君。

清水委員 農業委員3番の清水です。

ただいま事務局長より説明のありました5番の申請につきまして、若干補足をさせていただきます。

権利の種別は売買、申請目的は露天資材置場、場所は先ほど、現地確認調書の15、16なんですけれども、南東側に県道高崎安中渋川線に面しております。こちらから向かっていきますと左側にカシワギザワのため池がある反対側になります。雨水は自然浸透ということで隣接する農地に影響はないと思われまます。私としては問題がありませんので許可相当と思われまます。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員さんより許可相当との説明がございました。ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号5について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めまます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号5は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号5は許可相当として県知事に意見書を送付します。

ここで暫時休憩いたします。

◎報告事項

◎その他

◎閉会